

諸外国のパートタイム労働対策の概要

[研究メンバー]

主査	野田 進	大阪大学助教授
	諏訪康雄	法政大学教授
	和田 肇	名古屋大学助教授
	小嶋典明	富山大学助教授
	唐津 博	富山大学助教授
	岡 伸一	大分大学講師

[報告書目次]

1. 総説
 2. フランス
 3. ベルギー
 4. イタリア
 5. 西ドイツ
 6. イギリス
 7. アメリカ
 8. 付表
- 欧米諸国のパートタイム労働法制の概要

[内容要旨]

- 1 各国のパートタイム労働対策の傾向を、その積極性の程度から大づかみに捉えた場合、①パートタイム労働者の労働条件についてかなり包括的な立法を策定し、通常の労働とは相対的に区別して、特別の保護の対象と位置づけるもの、②パートタイム労働を特別にせず、むしろ通常の労働と可能な限り共通の規制の下に置くような法的位置づけを行うことに重点をおくもの、③パートタイム労働を特別な施策の対象とせず、放任ないし労使自治の態度で対処しようとするもの、の3種類のタイプに分類することが可能であるように思われる。
- 2 パートタイム労働対策は法規の制定によるところが大きいですが、パートタイム労働立法を有する諸国でも、その対策が労働協約などの労使協定に委ねられていることが多い。パートタイム労働に対する労働者団体の対応は、かつては敵対的でしたらあったが、80年代に至って第三次産業を中心とする労働組合や労組の連合体は、その労働条件などの擁護に関する決議を採択したり、労働協約を締結するなどに及んでいる。

3 パートタイム労働の定義は、内容だけでなく定義の方法についても、各国において実に様々である。それは各国のパートタイム労働対策が一律でないことの現れであるというしかなく、それぞれの国の対策の内容と、その対策の対象となるべき労働者いかにんという、2つの基本方針の相関関係の中で決定されていることになる。

労働条件の明示方法について特別の規制をおく国もあるが、いずれも労働契約を書面に作成すること等がパートタイム労働契約の要件とされている。

4 パートタイム労働者とフルタイム労働者の平等取扱いについては、絶対的平等か比例的平等かの選択と振りわけの問題であり、かかる考慮点を前提として平等原則を規定する国もある。なお、賃金については、平等取扱いの法定原則を有する諸国とその原則が明確でない諸国がある。

パートタイム労働者の解雇について独自の規制が予定されている国はなく、採用されているフルタイムの解雇規制がそのまま適用されていることになる。

5 パートタイム労働者に対する社会保障関係法令の適用問題は、各国において多様な制度のもとでそれぞれ独自の課題をもたらし、しかも、多くの国の制度は現在も変遷の過程にあるように見える。